

ごらんになりますと、今科学技術庁長官が御答弁になりましたように、企業等に新技術の開発の委託を実施する場合のことにつきましては、三十条で委託する場合には、関係の主務大臣と協議することになつておるわけでござります。今の御質問の趣旨は、事業団と直接関係のない、つまり各種の企業に対しても補助金を交付するとか、あるいはこの特別償却の認可という問題だと思いますが、これは御承知の通りに、いろいろの法律で補助金は、結局科学技術庁が科学技術関係のものは総合調整しておりますけれども、私はたしか各省で出しているのではないかと思うわけであります。

それからもう一つの減価償却の問題は、企業合理化促進法とか、あいいろ特別の法律でそれぞれの主務官庁の承認を受けたものをいわゆる税の特別免除などをすると、こういうことになつておるわけであります。

○田中(武)委員 そのように、やはり事業化し、企業化してから先は、その企業において経済ベースで生産を続けるわけなんですね。そこまでのことだけをやるのだというけれども、結局は企業化ということは、それを事業としてやるということなんですね。その事業をしてやるということで受託する。それを委託せられたところの企業は、事業所管庁において所管しておるわけであります。従つて一連の行政措置との関連を考えた場合には、まず科学技術庁長官に総理が委託するという方法の方が手が早い

数がなくていいのではないか、このようを考えるので申し上げているわけなんです。先ほども総理からちょっと御答弁願いましたが、私はそういった行政措置との一体的な関連において、いわゆる行政の一元化という問題と考え方をあわせて、そういう事業所管官庁と、経済企画厅とかあるいは科学技術厅とかいったような、それの総合調整を中心とする官厅との所管を、もう一度はつきりと大臣はどういう方針の上においてやられるかということを言つていただきたい。それと同時に、たとえば本年度の科学技術研究費、これが総額で二百七十六億九千万円と出ております。ところがそれがたくさんの官厅に分かれていつておるわけですね。たとえば二百七十六億九千万円のうち、通産省関係を見ると五十億二千万、そういうように科学研究費がいろいろの官厅に分かれて出ておるという面も出てくるわけです。そういうような点と考えあわせて、こういった総合調整を中心とする官厅と、実際的な事業を所管する官厅との関係及びそれらの予算、今申しました科学技術振興費等々のつけ方をどう考えておるか、もう一度お伺いいたします。

衙門をどうしようかなどといふ問題について考
ましでは、自分も所管大臣のときに考
えましたが、やはり先ほど申し上げ
ておりますように、歴史といふものも
あり、人的構成その他の各般の事情がござ
いますので、私は将来はいざ知ら
ず、今のところは科学技術庁が各省の
技術の調整をやるという役割をもつま
して、各省間の技術の調整または連絡
をすることが、今の場合は適当であ
る。しかし有機的にほんとうに個々の
能率につきましてのあり方につきま
しては、研究を続けていきたいと思いま
す。

とにかく、そのうえで、おきましては、やはり今まで動いておる機能をとめるというわけにいきません。そういう点よほど考えなければならぬかと思います。それからまた各既設の事業につきましては、事情の変化におきまして所をかえることも考えなければなりませんまい。また新設のものにつきましてもなわ張り争いがある、こういうお話をございますが、やはり自分の仕事に熱心なあまりいろいろの論争が行なわれることは、これは事実でございます。しかしそとはやはり闇議でありますので、私が責任を持ちまして、適当な、これが一番いいといふところにきることにいたしておるのであります。

う。しかし何と申しましても、たゞお
ばイギリスあたりでやつておりますよ
うに、國家の研究機關というものを全
部統括いたしまして、一つのデパート
メントを作つておるといふやうな形が
言われたように、一足飛びにいきます
と、かえつてそれが停止したり、停滞
したり、摩擦を生じたり、そのため
せつかくのいい案であつても、かえつ
て途中でそういう障害が出てくるとい
うこと、実際政治を担当する者とし
ては考えなければなりません。従つ
て、どんないい理想がありましても、
そこにすぐ一足飛びにいかなければな
らぬということではないのであります
けれども、一つの理想としては、日本
の現在の研究機関といふものはやはり
一本の姿にして、一つのデパートメン
トを作っていくことが望ましい
のではないか。これは私個人の意見で
ありますから、内閣の決定した意見で
はございませんが、科学技術庁長官と
しての意見であります。そういう意味
で、そういうふうに考えております。

そこで、私はアイソートープを使つたらどうだと言いましたところが、建設省も鉄道も農林省もアイソートープを使つたことを——建設省には土木研究所があり、アイソートープの研究をやっております。農林省も同様であります。にもかかわらず、研究所は研究所で勝手にやつておりますから、行政の中核部にあり、しかも専門家でありますけれども、アイソートープの知識がないから、これをあえて使おうとしない。なるほどこれではだめだ。やはり一体化したデパートメントを作つて総合的にやらなければ、各研究所にそれぞれの研究機関を持たしておつても、有機的に働くことができないのだということを、私は実に痛感したのであります。だからといって、今すぐそれをやるということでは絶対にないので、總理が言われたように、摩擦その他も十分勘案しながら、将来どういら方向に持つていか。これは御参考までに、私は一つのアイデアとして申し上げておきまけです。

対する設置法、行政組織法がありますから、そういう面から明快に一つ判断を下してやつていただきたい、そういうことを希望いたしております。この際でございますので、ついでに一つ總理にお伺いいたしたいのです。が、先ほどもちょっと触れましたが、本年度の科学技術振興費は二百七十六億九千万円、昨年に比べて一三%であります。しかしそれを一緒にして申し上げますが、國民所得と予算における科學技術研究費、これがアメリカにおきましては三・一%、イギリスが二%、フランスでは二・二%、西ドイツでは一・一%、これに対して日本はまだ一%にも達していない。〇・九%であります。こういう点からごらんになつて、今後科学技術振興という点について、ことに日本の現在の企業は外國の技術提携、技術輸入などことで相当な金を外国へ出しております。こういう國際的な、あるいは国際收支の面からいっても、そのために特許料として払う金が、あるいは技術提携のために払っている金が相当な金額になつてゐる。しかも現在では生産に対する何%という特許料の支払い、使用料の支払い、こういうことが企業にも一つの大きな負担になつております。こう考えて参りましたときには科学技術の振興こそ、所得倍計畫を立てておられる池田内閣において、これから大いにやつてもらわなければならぬと思うのですが、こういう予算について今後國民總所得との

○池田(勇)國務大臣 科學技術の振興費は、關係において何%ぐらいが望ましいか、各國の例と見比べて一つ御答弁願いたいと思います。

は産業の母でござります。これはせひとも力を入れなければなりません。その意味において過去数年間、できるだけの努力はいたしておるのであります。またこれは予算面ばかりでなく、一般經濟界の各企業体も、これに向かって相当出す機運に向いてきております。従いまして税法上におけるのであります。従いまして税法上におましても、これをできるだけ損賃費に入の方に持つていくよろに努力いたしております。

将来の問題といたしましては、先ほど申し上げましたごとく科學技術の振興は産業の母でござります。できるだけの努力をいたしたいと思います。ただ国民所得の何%というようなことなどなしに、私はできるだけたくさん出したい。しかし御承知の通り社会保障いろいろな支出も要りますので、最大の努力をこの方面に注ぎたいところで御了承願いたいと思います。

○田中(武)委員 数字に強い總理でございますから、やはり数字でお答え願つた方がいいかと思うのですが、今由し上げましたようにアメリカでは国民総所得に対して二%以上、どこも一%程度出しておる。ところが日本はいまだ一%にも達しない。従つて所得倍増計画等でなかなか威勢のいいことを言っておられるのですが、國民総所得が、と科學技術の振興費、これはどういふ状態に置いたらいいのか、たとえば、程度が正しいか、そういうことは數字

に強い論理ですから數字的にお答えをいたいと思います。

○池田(義)國務大臣 こういうものは数字の問題ではございません。考え方との問題だと私は思います。過去の事実で表わしていきますが、将来のこととはまだその他のものについては、実績は数字であります。それから何と申してもそれは国によってよほど違つておる。こういふものは先進国ほど大きいのではないかと思います。われわれも先進国になりたい、こうしたことば技術方面には、国が競争すると同時にその割合をどんどんふやしていくこと、そういう考え方であります。

○山口委員長 田中委員に申し上げます。ですが、質疑者も残っておりますので審議をお願いいたします。

○田中(武)委員 委員長から今のよろんな御催促がありましたから、まだあとあるのですがこの程度にいたしましてが、研究費については考え方の問題だが、今までその考え方があまり科学技術に力を入れてなかつた。こうところで日本は相当の損をしておる、こういうふうに思いますので、数字であります。何をいうことが適當でなければ、この考え方について論理が今後ますます科学技術の振興、しかもこれが先ほど申しました日本が外国技術の導入に対する支払いをやつておる、こういうふうな点から強く要望いたしておきまます。

ますが、この計画を実施する上におちては十七万人の技術者が不足する。従つて、どうようと経済審議会の答申にもおどりあります。この問題に対しまして大臣が科学技術庁設置法十一条三項に基づいた勧告を文部大臣になされたことは総理も御承知であろうと思う。科学技術庁長官の立場から、池田國前の大蔵の科学技術特別委員会と教委員会、あるいは四月一日ですか、前の土曜日の科学技術特別委員会と教委員会の連合審査等においてこの問題が取り上げられたわけでございまして、が、文部大臣と池田科学技術庁長官の間には依然として意見が食い違つてしまつになっております。そこでこの大臣の意見の食い違いに対しましても、総理としてどのように調整せられ、どう考えておられるか、これを伺いたいしたいのであります。まず、十一月三項に基づいて池田國務大臣が文部大臣に勧告をしておられます。このことは総理御承知でしようか。

んで議論をしておると、どうやらその七万人といふものも怪しくて、先日池田国務大臣は三万か四万だ、こうなるとますます十七万人を確保するためには幅が出てくるわけなんです。この両大臣の論争を今ここで再び復習しようとは思いませんが、所得倍増計画と経済審議会が答申をしておる十七万人の技術者の不足、これに関連いたしまして総理といたしましてはその確保のために、どのような措置を考えておられるか、なお科学技術庁設置法の十一条の三項によつて、先ほど言つたように池田国務大臣は文部大臣に勧告せられた。そして四項で科学技術庁長官は勧告に基づいた措置を相手方の大蔵から受け取ることになつておる。そういう報告を正式に求められたか。五項で総理大臣に、勧告した内容について「特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し当該事項について内閣法第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。」こういうことになつておる。それに対して、池田長官の方は、総理に対しても五項目による意見具申をせられるという考え方があるのかどうか、そのことについて、両大臣に、総理大臣、池田国務大臣にお伺いします。

おるのであります。ただ御承知の通り、所得倍増計画は、何も年次計画はございません。十年間にできるだけ早く技術者養成をやる、しかしこの技術者というのは、施設の関係、また教員の関係その他いろんな点がござりますので、今直ちにどうこうといふことはあれなんで、私はだんだんやつてはよりほかにないと思います。科学技術庁長官が急いでやつてくれという勧告をなされたことも、一応当然だと思いましてが、また文部省の方といたしましても、いろんな具体的な問題につきましてもやろうと思いますが、なかなか困難だということもあり得るのでござります。兩大臣から、勧告についての報告は、私にはまだございません。

○池田(正)国務大臣 この問題は、しばしば申し上げておるようすに、私が文部大臣に勧告をいたしたのでありますけれども、文部大臣は善良な人ですから、どうも文部省の事務当局の説明だけを聞いて、それを信じておつたらしいのです。それで、私からいろいろ話をいたしまして、このごろやつとわかつてきて、若干私に歩み寄りの傾向を見せてきた。これなら話がつく。そこで、これは何もしいて闇議の場にまで持つていかなくても、両者の間において話し合いついて、それが国家目的に沿うことができれば、それでけつこうなことがあります。しかし文部大臣がどうしても聞かぬ、私は、三十六年度の予算に關係なしに、まだこれから數千人、今年からふやせるという確信を持つておる。それを文部大臣は初め聞かなかつたのです。わからぬものですから、よう理解できなかつた。こ

のところやつとわかつてきただよですか
う、そろすれば、そういう荒っぽいこ
とをせぬでも済むのじやないか、どう
しても聞かなければ、これは最後の何
か処置をしなければならぬ。こういう
ふうに私は決意をいたしております。
○田中(武)委員 池田国務大臣の方は
なかなか威勢がよくて言つておられま
すが、設置法からいそば、四項でとつ
た措置について報告を求めることがで
きるし、それが気に入らなければ、五
項で、総理に意見具申ができるわけな
んです。そういうことに対して、現在
の心境としては、今おっしゃったよう
なことだと思うのです。しかし問題
は、所得倍増計画は、池田内閣の大さ
な一枚看板であります。その中におい
てそれを達成するということ、これ
は、一つの大きな基礎は、やはり十七
万人の技術者が要るということ、すな
わちそれを取り上げて、経済審議会で
すか、これが総理に答申しておるわけ
なんです。総理はほつほつといふよう
なことをおつしやつておるが、すでに
所得倍増計画が大きく打ち出されて、
それを軌道に乗せてやるんだ、こう総
理は言つておられるわけです。ほつほ
つじや十七万人は確保できないと思
う。文部大臣は国立大学だけにたよつ
ておられる、私立大学のことは考えて
おられないように考えるのですが、そ
ういう施設を動員して十七万人を養成
するようにする必要がある。総理のぼ
つぼつといふことじや、どうもわれわ
れは了解しかねるのでですが、少なくとも
池田内閣の一枚看板であるこの所得
倍増の計画の基礎をなす技術者養成問
題でございますので、さらに総理から

○池田(勇)國務大臣 御承知の通り、
国立大学につきましても理工科をふや
すとか、あるいは新たに高等工業学校
を設けるとか、またこういふ点につき
ましては、もう中学校のときくらいいか
ら科学技術の養成を入れる必要がある
と思います。国立大学の方では、できる
だけの努力をして、これは未広がりに
やっていくると思います。なお民間に
おきますしても、私の知るところでは、新
たに私立大学に理工学部を設けようと
いう話も出ております。また私も聞いて
ております。非常にいいことだと思います
ます。それからまた、技術者養成につ
きまして、民間における、たとえは鐵
鋼界なら鐵鋼界、こういふものが別に
学校施設と申しますか、技術教養の施
設を共同で設けて技術者の養成をやろ
う、各般にわたつて技術者養成の声が
起り、機運が盛り上がりつてきておる
のであります。政府といつてしましても、
自分でやることはもちろんのこと、こ
ういう民間のものにつきましては、極
力助成をしていきたいと考えております。
す。

ごちいしまするから簡単に御質問を読み
ます。まず第一番に、科学技術の振興は、
日本經濟發展の母であるとおっしゃい
ました。が今日のその日本經濟の母は、
ほとんどよそから導入された、まさ母
のような気がしてかなわぬでござい
ます。しかも、よそから導入される結
果は重複のむだがござります。高質い
の不利がござります。またすでに内地
で研究されている、研究の進行中のも
の等を買う場合もござります。また業
界では、買う先がわからぬので、いす
れの国からそれを買うたらいいかとい
う問題について、いろいろ論議してい
る向きもあるようでござります。先ご
ろ通産省では、今後は自動車の技術は
買わせないという方針を打ち出された
向きもあるようでございます。しかし
今日なお別な会社ではこれを買おうと
して、ただいま外國へその調査研究に
行つて、いる向きもあるのでございま
す。こういうやさきにあたりまして、
技術を買う場合の基本的な方針をお示
し願いたいと思うのでござります。

たす必要があると考えるのであります。個々の産業につきましては、どういう技術を入れていいか入れて悪いか、これは所管大臣が考へることだと思ひます。

○加藤(清)委員 通産大臣は、自動車

技術を将来買うということを禁止され

ますが、それとも奨励されますか。

○椎名國務大臣 たゞばく然と自動車

技術と、こう言われば、非常な複雑なものでござりますから、との部

分がどうだということを的確に突きと

れておらぬといふ場合には導入せざるを得ないと思います。

○加藤(清)委員 時間の関係上詳細は

また委員会でお尋ねするいたしまし

て、うちで作る場合についてお尋ねを

いたします。

技術者の養成にいたしましても、あ

るいは技術の研究にいたしましても、

なわ張り争いの問題を先ほど田中委員

が御質問いたしましたが、どうもまだ

私はすつきりいたしません。そこで池

田國務大臣のお答えになりました将来

の方針について、総理はどうお考へでござりますか。

○池田(勇)國務大臣 なわ張り争いの

問題につきましては、先ほど田中委員

にお答えいた通りでござります。従来

の伝統、人材構成もござります。将来

の問題を考へてできるだけ高能率で、

くように進めていきたいと思います。

○加藤(清)委員 この事業団法と組合
法のみをとつてみましても、将来実際
にこれを企業化するまでの間には、ど
うも争いが起きるような気がしてなり
ません。これについて実は具体的にあ
れしたいのですが、時間がございませ

んから、総理に基本的な考え方だけを、
もしく起きた場合には総理にどうするかお伺い
いたします。

○池田(勇)國務大臣 起きることはな
いと思いますが、起きた場合には総理
大臣が裁断いたします。

○加藤(清)委員 それではうちで作る

場合に、技術が足りないから、しかも

一千億余の金を払ってまで買うほど

不足しておる折に、これはうちで作る

方が一そら國家のためによろしいでは
ないかと思われる。そういう矢先に

せつから国内で研究されました技術な
るいは発明なりが、三年もかからら

ない世の中へ日の目を見ないので

ござります。特許庁へ出願いたしまし

たが、日本の母は十月十日で生むのが

普通のはずでござりますけれども、技

術の母だけは三年もかからないと生ま

らないでござります。これを一体総理

はどうお考へでござりますか。

○池田(勇)國務大臣 この特許申請に

つきましては、従来からぞういうお話

がございました。昭和三十三年でござ

りますが、特許料の引き上げと件数の

増加によりまして、特許庁の予算が四

億程度のときに入、九億入るようになつて、昭和三十五年度からこの職員

を急にふやすことをやつておるのであ

ります。この職員にいたしまして、一

通り人員があえたといつてしましても、

その人員がその日から間に合わない

困難でござります。三十五年度、三十六

年度に相当人員をふやしたものと私は

考えております。前の通産大臣のとき、

三十五年度につきましては百人前後ふ

やしたと思ひます。多分今度も相当

えておると思います。それによつて処

理を迅速に進めていきたいと思います。

○加藤(清)委員 それでは今後の特許

出願から許可に至るまでの期間は一体

は、相当の人員を増加することにして

ます。その点につきましてはできる

限りであります。やはり相当の専

門家を見つけなければ、何の役にも立

たないので數は制約されるわけであり

ます。そして、その点につきましてはできる

限りであります。これが今の通産

大臣のためによろしいではござ

いません。まだ商工委員会与党、野

党一致した意見でござります。これが

長年にわたつて唱えられておるに

もかわりませず、いまだに解消して

いないといふことは、これは今の通産

大臣の言を頗る通り受け取るには、あ

まりにも過去の実績がよろしくない、

従つて信用できない。こう言わざるを

得ないでござります。

そこで一つ総理にお伺いしたいので

ございますが、幸いに工業技術院には

自分の恋人までも一度に当てるよろ

い点は、これほど技術が尊重されてい

るときに、本省としてはほんとうにそ

の科学技術者を尊重しているのかな

いのかという疑いを差し挿まれる点が

あります。民間におきましても本省に

人工頭脳があるようですが、選舉の場合

に当選するかしないかというようなこ

とも一度に当たるような人工頭脳があ

るはずであります。従つてこれを利用

なされば、新しく入った養成中の方々

を見たことがございません。ほんとうに

技術者を尊重するというならば、任用

登用の点におきましても考慮あつてし

ます。技術畠の局長さんといふものを私は

見たことがございません。ほんとうに

技術者を尊重するといふならば、任用

登用の点におきましても考慮あつてし

ます。技術畠の重役、技術畠の社長といふ

のがござりますが、不幸にして本省に

登用の点におきましても考慮あつてし

ます。技術畠の重役、技術畠の社長といふ

役に立ちますように、そういう点をさ

らに研究いたしたいと思います。

○加藤(清)委員 当局としてはこのよ

うな考え方のようでございますが、總

理としてはどうお考へでございま

すか。

○池田(勇)國務大臣 人工頭脳のこと

はよくわかりませんが、使えるものな

ら何でも有効に使うことはけつこうで

ございます。

○加藤(清)委員 もう一つお尋ねした

点は、これほど技術が尊重されてい

るときに、本省としてはほんとうにそ

の科学技術者を尊重しているのかな

いのかという疑いを差し挿まれる点が

あります。民間におきましても本省に

人工頭脳があるようですが、總理はどう

見たことがございません。ほんとうに

技術者を尊重するといふならば、任用

登用の点におきましても考慮あつてし

ます。技術畠の重役、技術畠の社長といふ

のがござりますが、不幸にして本省に

登用の点におきましても考慮あつてし

ます。技術畠の重役、技術畠の社長といふ

のがござりますが、不幸にして本省に

登用の点におきましても考慮あつてし

ます。技術畠の重役、技術畠の社長といふ

のがござりますが、不幸にして本省に

登用の点におきましても考慮あつてし

ます。技術畠の重役、技術畠の社長といふ

のがござりますが、不幸にして本省に

登用の点におきましても考慮あつてし

ます。

○後藤政府委員 ただいま御質問の件

について述べました。私、通産大臣になつ

て、各局の部屋は一つも行きません

参りました。そしてまた数日後技術院

の試験所を見まして、各担当の技術者

にお会いいたしました。自分の所見に

ついて述べました。私、通産大臣になつ

おつて、科学技術の振興面からその面がはずされておるから、その行政の方のその分は除くのだといふ御説明があつたわけです。ところが長官は、一般行政問題としては大丈夫だといふ、勧告をほのめかす決意を表明されおりました。事務当局の見解としては、この大学の研究を除くという規定を尊重して、文部省とは話し合いでこの問題の解決をはかるべきであつて、それはしないで、むしろ話し合いで解決する方が成果がある、権限を行使する段階ではないといふ御意思も持つておられたくらいであります。池田長官として初めての重大な決意をもつて勧告は大所高所から勧告権を行使せられたわけです。そういう、科学技術庁長官として初めての重大な決意をもつて勧告したことが、長官からも総理に報告されておらないし、総理も、この勧告権をめぐつての論争、文部省とのいろいろな行きがかりについても一向荷存じないということは、内閣各部を統制される総理大臣としては、いささか怠慢と言わざるを得ないのじゃないかと思うのですが、新聞で伺つた程度だということございました。池田長官は、技術庁ができるて、すでに五年も六年もたつてゐるこの際、初めて勧告をするという重大な事態になつて、これは、たとい闇議にかける問題でなくとも、個人的にこれを総理に報告して、その了解を求めるとかいう措置がさるべきでなかつたか。また総理も、新聞で伺うといふのではなくして、こういふ問題については所管の大臣をちゃんと——内閣法に規定されたところの行政事務の分担、管理、行政各部の指揮監督といふいろいろな規定からも、この問題はどういうことであるかと問い合わせ

ただすといふような努力をはかるべきぢやなかつたか。総理大臣の御意見及び池田長官の御意見をお伺いしたいと思ひます。

○池田(勇)國務大臣　各管大臣が主導された規定に基づきましていろいろお处置することは、これは私の閣するところじゃございません。しかし各省間におきまして問題が起り、閣議にかかる場合には、これは裁断いたしま

○受田委員 行政各部で重要な問題を提起しているときは、これについて個々的な意見の聴取もすべきでないといふ考え方ですか。

○受田委員 池田科学技術庁長官は、
事柄だと思います。
とは、各省大臣が選ぶべき問題だと思います。そうしてそれが開闢を要する場合とかなんとか、その私は相談するかしないかは、各省大臣できめるべき事柄だと思います。

○池田(正)国務大臣　これは私の権限においてやつたことで、今、国会中で総理は非常に忙しいので——私もやうされなかつたのですか。

出す以上は、そら無力な闇僚じやないつもりなんです。やる以上は断じてやつてみせる確信を持ってやつておるので、どうぞ私におまかせ下さい。

感を持たれた御発言を伺いました。有力閣僚の一人であることを裏づけるものとして敬意を表します。しかるところ、この科学技術庁長官の強力な勧告にもかかわらず、文部大臣、文部省は依

然として、三十六年度から技術者養成へ踏み切ることをちゅうちよしております。三十七年度から何とかしたい——

長官の勧告という問題は、勧告したことに対する文部省がまだ肯定しておらず、非常にややこしい問題になつてゐる。科学技術振興には偉大な熱情を持つて、いる池田総理大臣とされまして、この問題が足踏みするようでは、池田内閣は今重大な政治家の使命をかけておるとおっしゃつてゐる。おそらく通ら

ませんよ。私学振興などといつて、三十六年度から増員の計画を立てて、やり得るという私立大学の強い意願を示もされておるのでござります。二十七年を待たず三十六年からでも、この技術者養成にできるだけ乗り出すといふ決意は、あなたも高いところからお持ちになつておらなければならぬと困らう。いかがでしよう。

○池田(勇)國務大臣 私学の理工科専門学校との相談と申しますか、意見を開かれたときには大いにやりなさいと言つております。しかし理工科をやめさせということだけではいいかない。先づ

かうも、いわんばれをか 言ひかへるが
うなるか、いろいろな点を考えなければ
ばなりません。ある大学では敷地は川原
越にきまつたようです。そうして後坪
者、応援者も有力者、一流の人、これ
ならできると思ひますから大いにやり

う問題は私はここで議論するよりも、みんなわかつておることございまして、から、今科学、文部との間をおいやれ、それどうしたかといふことよりも、お互に勉強し、議論し合うことより

が、科学技術振興のもとを作るものでございます。決して急いでいかぬところです。

長官と文部大臣との間に話し合いがつかない場合には、また閣議かける場合も考えられるのだとうような意味の御答弁がありましたので、あなたのところに対する御熱意を了といたして、それを具体的に実現するために御努力を願いたい。

いま一つ最後に、開発事業団の三十九条にこういう規定があるのです。「給与及び退職手当の支給の基準」役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準は内閣総理大臣の承認を得てきめなければならぬと書いてある。総理大臣はこれをどのくらいの基準にしようとしておられるのか、基準を設けないで、こういう法案をお出しになるはずはないのでござりますから、一応どの程度、國務大臣クラスに理事長を持つていかれるのかどうか、大よその基準は総理大臣としてもお考えになつておらなければならぬと思います。

○池田(勇)國務大臣 こういう事業団としては、ほかの公團その他との関係もござります。そういうものと權衡をとつていくべきだと思います。

○受田委員長 國務大臣よりも高い給料ではないというお考えでしょうか。

○池田(勇)國務大臣 その点は案が出ましてから、私はどの人の給料は幾らにするといふようなことは、今ここで申し上げるより、やはりその重要性にかんがみ、また他との權衡を考慮してやりたいと思います。

○受田委員長 私は総理に、ぜひあなたに一つ希望を申し上げておきたいことは、公團、公庫その他の給料で、あなたと同じ給料、あるいはあなたの二十五万円よりは高い給料の人もある。國務大臣以上の給料を大蔵省の官僚などがそれへ転出すると急に二十万、二十五万、またさらに高い給料をもらつておられるのです。私はこのことはやはり給料行政の上に統制を乱すことになると思う。総理大臣、大蔵大臣がきめる場合には、少なくともあなたの部下である國務大臣よりも高い給料を、

大蔵省の局長が転出をしてすぐいただけるような給料体制でないようにはつきりした態度をお持ちいただきようにも要望しておきます。御所見を伺つております。

○池田(勇)國務大臣 従来の慣行もありますし、民間と役所との違いもござりますので、一がいにはいけぬと思います。

午後零時五十六分散会

昭和三十六年四月八日印刷

昭和三十六年四月十日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局